

富士登山規制における入山料の減免について

静岡県では、富士山の開山期間中(例年7月上旬～9月10日)、静岡県側の三登山口(富士宮口・御殿場口・須走口)において登山規制を実施しています。

静岡県手数料徴収条例施行規則別表第1の96の項に該当する者(障がい者及びその介護者、教育課程に基づく教育活動等)については、次のとおり、事前申請により入山手数料(以下「入山料」)の免除を受けることができます。

【登山規制の概要】

対象期間 (開山期間)	○須走口:7月1日～9月10日(予定) ○富士宮口・御殿場口:7月10日～9月10日(予定) ※開山日は直前の道路状況によって遅れる可能性があります。
規制内容	静岡県側から入山される方には、条例により次の3つの条件が義務づけられます。 ※「入山」とは、県が定める基準点より山頂側に立ち入ることを言います。 ①富士山の保全、安全登山に係るルール・マナーの事前学習の修了 ②午後2時から翌午前3時までに入山する場合は山小屋宿泊が必要 ③入山料(1人1回4,000円)の納付

1 対象となる方

(1)障がい者・介護者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給証、登録者証(指定難病要支援者証明事業による証明)の証明を受けている者
- ・上記の者が入山するときに現に付き添って介護を行っている者

(2)教育課程に基づく教育活動

- ・学校(※)の教育課程に基づく教育活動として入山する児童・生徒等

※対象となる機関は次のとおり

小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)、高等専門学校

- ・上記の児童・生徒等を引率する者

上記の活動に伴う安全対策のために計画している事前の教員等の下見については、原則1回限り、入山料の免除の対象とします。申請時に、記入欄に予定日・人数等を記入の上、申請してください。

2 内 容

事前申請による入山料の免除

3 申請方法 ※令和8年度から様式等が変更となります。御注意ください。

- ・ふじのくに電子申請サービスから申請をお願いします。
- ・上記が使用できない場合のみ、郵送またはFAXで申請ください。



*詳細は、静岡県富士山世界遺産課ホームページから御確認ください⇒
申請フォーム・様式等は5月上旬に公開予定です。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/mtfuji/1002809/1072062.html>

4 申請期限

原則、入山予定日の2週間前まで(必着)

- ※例年、多くの申請があり、状況によっては処理に時間を要する場合があります。
登山計画が決定次第、速やかに申請してください。

5 担 当

静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課

住 所:〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

メール:sekai@pref.shizuoka.lg.jp

電 話:054-221-3746 FAX:054-221-3757

6 手続フロー(予定)

事前準備	(1)申請者:事前申請 (2)静岡県:内容審査、承認通知書発行 ※入山時の必要書類(入山届出書等)や事前学習方法を案内 (3)申請者:通知書受理(入山日当日までに次の内容を実施) 入山届出書等の必要書類の作成、対象者全員が事前学習(動画等)実施
当 日	(4)申請者:入山届出書等の必要書類を各登山口の指定の受付場所に提出、 減免承認通知書・各種手帳又は証明書(障がい者のみ)を提示 (5)申請者:入山証明(リストバンド)受領、入山

※今後の調整状況により、詳細は変更になる場合があります。

7 注意事項

- ・減免の承認を受けた場合は、「静岡県 FUJI NAVI」アプリでは入山手続を行うことができませんので、御注意ください。
- ・本申請は、入山料の免除に係る手続です。事前学習及び規制時間帯(午後2時から翌午前3時まで)の山小屋宿泊については、免除となりませんので、御注意ください。
- ・申請内容に変更が生じた場合は、速やかに御連絡ください。
- ・取得した情報は、入山料減免の審査・決定、受付業務、個人の識別できないような形での集計・分析等に利用させていただきます。御本人の同意を受けた上で、申請いただきますよう御承知おきください。